

第3章 職員厚生

福岡都市圏南部環境事業組合の議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔平成18年8月7日〕
条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合(以下「組合」という。)の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めるものとする。

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、議会の議員その他の非常勤の職員で、次の各号に掲げる者以外のものをいう。

- (1) 地方公務員災害補償法第2条第1項に規定する職員
- (2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者

(通勤)

第3条 この条例で「通勤」とは、職員が勤務のため住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、次の各号に掲げるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (3) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

(実施機関)

第4条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 非常勤の監査委員 管理者
- (3) その他の職員 管理者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場

合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

（認定委員会）

第5条 組合に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織し、委員は学識経験を有する者のうちから必要の都度、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該災害について管理者が委嘱した日から前条第2項の規定による認定をするまでの間とする。
- 4 認定委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 7 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償及び福祉施設）

第6条 補償並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関する施設については、この条例に定めるもののほか、関係市町の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける関係市町の非常勤の職員の例による。

- 2 前項の規定において、その補償基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日において、その者について定められていた報酬の日額（その額が著しく低額又は高額である場合は、管理者が別に定める額）
 - (2) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して管理者が定める額

（公務災害補償等審査会）

第7条 組合に公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該審査の申立てについて管理者が委嘱した日から、審査会が次条第2項の規定による裁定の通知をするまでの間とする。
- 4 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 5 会長は会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査)

第 8 条 この条例に基づく公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、審査会に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の申立てがあったときは、審査会は、すみやかにこれを審査して、裁定を行い、これを申し立てた者及び管理者に通知しなければならない。

(報告、出頭等)

第 9 条 管理者又は審査会は、補償の実施又は審査のために必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他関係人に対し、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(一時差止め)

第 10 条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断若しくは検案を拒んだときは、管理者は、補償支払いを一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第 11 条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法(明治 29 年法律第 89 号) の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第 12 条 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員で、次に掲げる者以外の者は、一部負担金として、200 円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

- (1) 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後 3 日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

- 2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、管理者は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第9条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断若しくは検案を拒んだ者は、2万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。